

広島県告示第七百五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 名 称      | 日本鋼管福山病院        |
| 所 在 地    | 福山市大門町津之下一八四四番地 |
| 効力を有する期限 | 平成三〇年二月九日       |
| 備 考      | 更新              |